

ねんきんコーナー



学生納付特例申請手続のご案内

以前、申請されている方についても、毎年4月には再度申請手続が必要です。

日本国内に住むすべての方は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上)である課程)に在学する学生などで、本人の前年所得が次の計算式で計算した額以下である場合に対象となります。

「118万円+(扶養親族などの数×38万円)+社会保険料控除など」

申請者本人のみの所得をみるた

め、本人以外の家族の所得は問いません。

学生納付特例の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算対象となる期間には含まれません。

なお、学生納付特例制度の承認を受けていれば、その期間は、保険料納付済期間と同様に障害基礎年金の支給要件となる対象期間に含まれます。

申請書の提出先

役場年金担当または、年金事務所窓口です。また、平成20年4月から、在学する大学などの窓口でも申請手続ができるようになりました。大学などの窓口で申請手続を行うためには、在学する大学などが学生納付特例事務法人の指定を受けている必要がありますので、よく確認してください。

申請に必要な添付資料

●年金手帳

学生などであることを証明する書類(在学期間が分かる在学証明書、学生証などの写し。裏面に有効期限、学年、入学年月日

の記載がある場合は裏面も含む。)前年所得の状況を明らかにすることができる書類(住所地で確認できる場合は不要)

退職(失業)した人が申請を行う場合は、退職(失業)したことを確認できる書類(雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票などの写し)

※申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障

がいについて、障害基礎年金を受けられない場合もありますので、ご注意ください。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。

平成28年度に学生納付特例の承認を受け、平成29年度も在学予定である方には、学生納付特例申請書(ハガキ)が送付されます。必要事項を記入して返送することにより、平成29年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、学生であることを証明する書類の添付は必要ありません。

ただし、在学している学校などに変更がある方については、このハガキで申請することはできません

ので、役場または年金事務所です。お問い合せ

本庁住民課 住基戸籍係

43-2800(課直通)

佐賀支所 地域住民課

55-3701(直通)

総合窓口第2係

34-1616

日本年金機構 幡多年金事務所

34-1616

